



議会だより

平成24年 2月 1日 発行
 発行 青森県上北郡横浜町議会
 〒039-4145
 青森県上北郡横浜町字寺下35
 電話 (0175) 78-2111
 F A X (0175) 78-2118
 編集 議会広報編集委員会



私たちも防火意識の喚起を図ります

横浜町婦人防火クラブ

今年一年の無事息災と防火・防災への新たな決意を誓う

平24.1.7 横浜町定期消防出初式

● 第4回定例町議会	P 2 ~
審議した主な議案 教育委員に沖津勝夫さん再任 一般質問に2人登壇 沖津正博議員 秋田 力議員	P 4 ~
・「ポイ捨て」をなくし「心」もきれいな菜の花の町を…。 ・3. 11大震災と原子力事故後の検証結果を…。	
● 委員会活動報告	P 8 ~
● 第4回・第5回臨時町議会	P 10

平成23年

第4回定例町議会

平成23年第4回定例町議会は、12月6日(火)から8日(木)までの3日間の日程で開催し、議案12件、人事同意1件、を慎重審議し、原案のとおり可決、同意しました。

一般質問には、沖津正博議員、秋田 力議員、の2人が登壇し、町当局の考えをただしました。

審議した主な議案

沖津勝夫氏が教育委員に再任

◎横浜町教育委員会委員の任命につき同意を求める



原案同意

◎ふるさと寄附基金条例

原案可決

平成二十年度から始まった「ふるさと納税制度」の寄附金を財源として、産業の振興に関する事業やコミュニティ活動の推進に関する事業などに反映することを目的として基金を設置し管理運営するもの。

*将来を担う人材の育成や医療又は福祉、自然環境の保全に関する事業等

◎町営住宅の条例の一部を改正する条例

原案可決

現在建設中の町営住宅、館ノ後地区の五戸が平成二十四年一月二十日完成予定その名称と位置を追加するための条例を改正。

旭町団地
字館ノ後七番地十二号となります。

◎職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

原案可決

管内小中学校の教職員の職務に専念する義務の免除の承認について一部権限移譲を行うため条例改正。
事務の簡略化を図ります。

◎青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更

原案可決

平成二十四年四月一日から構成団体として弘前市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村民税等の滞納整理に関する事務に弘前市、黒石市、五所川原市、及び三沢市を加えることから、関係地方公共団体と協議するもの。

町で要請の滞納整理が一層強固になります。

◎工事請負契約の一部変更

原案可決

平成二十三年十一月十四日付けで本契約を締結した源氏ヶ浦地域水産物供給基盤整備工事について、工事請負契

約の一部を変更する契約をしたいので、横浜町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によるもの。

債町地港第一二七五号との合算により諸経費一九七万五〇五〇円の減額となる。

◎新たに生じた土地の確認

原案可決

源氏ヶ浦漁港の整備工事により埋め立てられていた土地が一、二八八・三三㎡生じた為、地方自治法第九条の五第一項の規定により議会の議決を経てその旨を確認し青森県知事に届けなければならぬ。
(横浜町字家ノ前川目三六三の地先公有水面埋め立て地)

◎新たに生じた土地の字名

原案可決

横浜町字家ノ前川目の区域内に新たに土地が生じたことに伴い、字区域内の変更をするもの。地方自治法第二六〇条第一項の規定により議会の議決を経てこれを定め、青森県知事に届けなければならぬ。

◎ひとつづくり基金条例

原案可決

町へ寄附された資産から得られる収入や、一般寄附を財源としてひとつづくり政策に反映することを目的として基金を設置し管理運用するもの。

*教育や福祉に関する事業等

◎平成二十三年度横浜町一般会計補正予算 **原案可決**

既定の総額に歳入・歳出それぞれ一億四四二二万七千円追加する。

主な歳入として

総務費県補助金

- ・電源立地地域対策交付金の町立小中学校維持運営基金造成事業を九四七二万一千円を増額

- ・青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策補助金として新たに一五〇〇万円計上

- ・雑入で菜の花マラソン参加費一五〇万円減額

- ・菜の花フェスティバル公告協賛金四〇〇万円減額

- ・農林水産業債で百目木漁港流砂対策事業として新たに一二六〇万円計上

主な歳出として

総務費

- ・財産管理費でひとつくり基金条例に関連して、ひとつくり基金積立金二三〇万円ふるさと寄附基金積立金五〇万円計上

- ・交通安全対策費で環境保全二酸化炭素排出抑制対策事業として町内の街路灯一五〇基から一七〇基分のLED照明灯への取替工事費を新規に予算計上



- ・減債基金費で減債基金積立金の調整で一三九四万一千円を増額

- ・電源立地促進対策費で町立小中学校維持運営基金積立金として九四七二万一千円を増額

民生費

- ・障害者福祉総務費で障害者国庫・県負担金償還金として八三四万四千円計上

農林水産費

- ・百目木漁港地域水産物供給基盤整備事業で委託料及び工事費で七四〇万円減額
- ・土木費住宅建築費で委託料及び工事請負費で四八〇万円減額



▶源氏ヶ浦漁港



▶百目木漁港

事業最終年度・念願の漁港完成・漁業振興が期待される

消防費

- ・東日本大震災による消防団の公務災害負担金の増として県市町村総合事務組合負担金を三四二万円増額

◎平成二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

原案可決

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三万八千円となる。

- ・歳入では出産育児一時金等繰入金を増額・歳出では出産一時金を増額

- ・歳入で介護給付費準備基金繰入金を増額
- ・歳出で介護サービス等諸費を増額
- ・介護サービス事業勘定では既定の予算総額に変更はない
- ・歳出で介護予防プラン作成委託料を減額し、簡易入力システム導入業務委託料を増額

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

原案可決

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五一六万三千円追加

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし
支出で投資一万九千円を減額

補正予算

- ◇一般会計
1億4421万7千円を追加
36億6千60万円から
→ 38億481万7千円へ
- ◇国民健康保険特別会計
102万3千円を追加
8億836万5千円から
→ 8億938万8千円へ
- ◇介護保険特別会計
2516万2千円を追加
6億1346万9千円から
→ 6億3881万2千円へ
介護サービス事業勘定
5011千円

一般質問



沖津 正博 議員

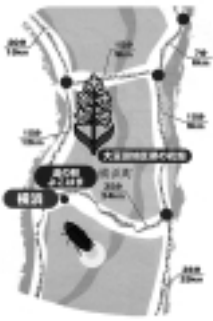
質問一 「ポイ捨て」をなくし 「心」もきれいな 菜の花の町を

「黄色の菜の花、緑の大地、青い海。輝くような天然色のコントラストは目にも心にもやさしく映る。それは刻々と変化する一枚の絵画」、「漆黒の夜を浮かぶゲンジボタルの幽玄美」、「半島屈指の人気を誇る海水浴場」、「品質日本一のなまこ」など下北観光協議会（ぐるりん下北）での町紹介です。町を売るカギは豊かな自然と環境にあると感じています。きれいな町、ふるさとづくりには町はクリーンアップ作戦や、ボランティアNP法人等各町民の奉仕により美化活動が進みきれいな町づく

くりが図られてきました。しかし、まだまだ一部の方々による不法投棄や空き缶、タバコ等のポイ捨てが後を絶ちません。

「ポイ捨て」不法投棄問題は思いやりとモラル、住みよい町の指標とも言えます。県は平成十年より空き缶等散乱防止条例を定め、環境美化と快適な生活確保を図るため県全域の「ポイ捨て禁止」や消費者啓発と飲料物販売者の回収容器設置等を謳っています。特に重点地区として市町村が知事に申し出ることもできる内容にもなっており、恐山釜臥山、薬研温泉・溪流、川内ダム、湯ノ川、脇野沢海岸、夏泊半島などがその区域になっていきます。

町も重点区域指定をすすめ不法投棄、ポイ捨てをしない、させない、喫煙マナーのモラル向上、指導体制を強めるなど持続可能な町づくりへ一層努めるべきと思います



が、環境・美化問題への対応を伺います。

答弁（町長） 町で重点地区を 定める予定はないが 「きれいな町づくり」を 取り組む

「菜の花フェスティバル」前には町内会や各団体等において国道や農免道路等の空き缶拾いを実施、又「クリーンアップ作戦」、平成二十一年度、二十三年度の三年間は、NP法人が主体でむつ湾沿岸の漂着物の清掃を行うなど町の美化に取り組んできました。

また県では「不法投棄監視員」一名、「ポイ捨てサポーター」二名を委嘱し毎月町内の巡回監視を行っています。また、空き缶拾いなどの行為はなくなっていないのが現状です。青森県空き缶等散乱防止条例における散乱防止重点地区については罰則規定を設けて、自然公園法等に規定する公園等の区域が指定されています。当町においては重点地区を定める予定はありません

が、今後も不法投棄やポイ捨てがなくなるよう、いろいろな機会を通じ「きれいな町づくり」のため啓蒙活動をしなから取り組んでいきたいと考えています。

質問二 農道・公道の草刈り、 海岸清掃など 雇用対策の継続を

国の雇用対策で行われていた農道町道の草刈りや公園整備と海岸清掃は雇用対策にとどまらず美しい町の美観と通行の安全確保や快適な生活空間を保持し町民に喜ばれてきました。しかし今年度で終了するため事業の継続を切望しているところですが継続事業が出来なかった場合、町での雇用対策として検討を求めるものです。

国道の舗装の草刈りは年一回（六月）より行われておらず、横浜バイパスの歩道や民家のない区間には雑草が繁茂し舗装を破り歩行困難になっているところさえあります。又草刈り作業は他町村の土建業

者が行っています。

このような中で大豆田土地改良区や町内会が県事業の「がんばる団体」として草刈り・清掃を請け負うことや、町発注事業の東北町森林組合分の地元発注化を進めることなど地元雇用へ結びつけられないものかと考えます。なるべく地元で行うことにより、町づくりへの参加と協同化に繋がる期待も出てきます。積極的な雇用対策を望みます。

答弁（町長） 三ヶ年の事業は終わるが、 様々な効果を考え 事業実施の検討したい。

平成二十一年度から二十三年度までの三ヶ年、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別事業の採択を受け町道・農道の草刈り、公園の維持管理、河川、海岸清掃を実施し雇用の確保、道路利用者の安全の向上、町の美化等多いに貢献したものと考えております。町では県等に事業期間延長の要望しましたが、これまで町が行ってきたような

事業の実施については平成二十三年度で終了となります。

様々な効果を考えますと事業の継続は必要と考えるもので、町の財政状況を踏まえ雇用の確保等事業の実施について検討していきたいと考えております。

又、町発注事業については資格要件等制約があり、これまでも地元業者育成というところで実施しております。

質問三

原発・核燃大地震等への対応について

対応について

3. 11震災後政府の地震調査研究推進本部は、三陸沖北部から房総沖で今後三十年以内のM9級の地震が約30%の確率で起きると推定しました。

また、最近地形の専門家チームが東通原発敷地内に活断層の存在を発表し、開かれた検証が求められています。

福島原発の事故究明や抜本対策、住民防災避難体制、独立した原子力規制機関の確立、県民の明確な同意を得ない限

り東通原発の運転の再稼働と六ヶ所再処理工場の試験再開は慎むべきと考えますが町長の所見を伺います。

答弁(町長)

周辺町村としての意見を充分に反映していただくよう強く要望する

強く要望する

3. 11に発生した東日本大震災により福島第一原子力発電所で原子力事故が発生し放射能物質が外部に拡散したことは、住民の避難や農産物等への影響が現在も続いている状況であり、被災地をはじめ国民は大きな不安を抱えている生活をしており事故の収束と原因究明、被災地の一日も早い復興を願っている所であります。

原子力防災対策については県で、「青森県原子力防災対策検討委員会」を設置し防災計画に反映すべき事項やマニュアルの作成等早急に実施すべき事項について検討して町は下北の関係七町村による原子力発電所に係る関係市町村連絡会議において、避難道

路確保のため下北半島縦貫道路早期全線整備、避難先の確保、風評被害の拡大防止の国の具体的な安全基準の明確化と検査態勢の整備など県知事へ要望を行っております。又国では独立した機関として原子力安全庁(仮称)の設置を検討しております。

東北電力東通原子力発電所の再稼働及び日本原燃再処理施設の試験再開は国が指示した緊急安全対策等に基づき、事業者が実施した対策とそれに対する国の確認結果や県の原子力安全対策検証委員会による検証結果により事故防止対策等を早期に実現することであります。

原子力安全の確保には深層防護の追求が不可欠であるとの原点に立ち戻り、原子力施設の安全性を全面的に補償できるとする安全対策を講じ、国の責任の下で着実に推進していくこと、福島第一原子力発電所の事故が広範囲に及んだことから、周辺町村としての意見を十分に反映していただくよう強く要望していきたく考えております。

質問四

町挙げてTPP参加の阻止の運動に

取り組んでほしい

野田内閣は環太平洋連携協定(TPP)への参加を狙っています。自動車や電気など一部輸出大企業が利益とアメリカ経済再生利益が一致する自由化戦略が強行されようとしています。農業、医療関係始め、全国町村会、農業委員会など反対や懸念を表明しております。もし参加し自由化されるなら農業や町民の暮らしがどのようになるのか影響額やメリット、デメリットを推定して頂きたいと思っております。これまで町長は反対表明されましたが町挙げて断固阻止していく取り組みを強めるべきでないかと思いますが答弁を求めます。

答弁(町長)

TPPには反対であり

青森県、横浜町の基幹産業を守るため関係機関へ訴えていく

日本を初めとする国内外の情勢は地球規模での異常気象・転変地異により各国で大規模な洪水や乾燥により火災が発生し、併せて世界的の人口が増加したことにより食糧不足が懸念されております。TPP参加に関しての農林水産省の試算では、農業・関連企業への影響は国内総生産減少額で七・九兆円、三四〇〇万人の雇用の喪失、食料自給率の大幅な減少が見込まれるため、全国農林業団体を初め全国町村議会、全国町村会等においては、TPP交渉参加に反対する緊急決議を行ってきたところであります。

しかし野田首相はハワイで開かれたアジア太平洋経済協力会議で関係国に対し日本の交渉参加の意向を表明しております。

TPPに参加した場合農林水産業だけでなく、医療制



農業への打撃が懸念

度・年金制度・郵便事業・環境関係等、あらゆる分野に影響をもたらすためメリット、デメリットは様々報じられておりますが、国における全体の影響額は公表されておられません。

以上のこと等からTPPには反対であり、食料の供給基地である青森県の農林水産業、横浜町の基幹産業を守るため産業団体と連携をとりながら関係機関へ訴えて参りたいと考えております。

一般質問



秋田 力 議員

質問一

3. 11大震災と 原子力事故後の 検証結果を報告頂きたい

3. 11の東日本大震災において東京電力の福島第一原発

一号機から四号機までが水素爆発を起こし今だに収束に向けた作業に取り組んでいるところですが、これまで福島第一原発は地震の揺れに絶え制御棒が入り原子炉はすべて自動的に停止した。しかし想定外の十四～十五日の津波で外部電源が喪失して冷却機能を失った。それが想定外の津波だったのでそこまで国も考えていなかった。ということでは事故の原因が想定外の津波ということにされる傾向にありました。ところが福島原発の収束にあたっている責任ある立場の話しによれば地震で原発が破壊されると同時に外部電源を喪失してそこに津波が襲い非常用ディーゼル発電機の機能喪失が起きたということとです。そして八月二十四日

になって実は三月七日に東京電力が遡上高さ十五、七メートルの津波発生を予測していたという事実が明らかになった。しかもそれを原子力安全保安院が受け取っていたというならば「想定外の津波」のせいに出来るはずがなかった訳で今回の原発事故に関しては東京電力も原子力安全・保安院も

国民に嘘をついてきたという事実が分かりました。

また原子力安全・保安院はプルサーマル原発促進のためにはやらせによる賛意表明を各電力会社に依頼する等大変問題ある組織であることが新聞等報道関係で明らかになりました。

さて三月十一日の大震災の際東通原発と六ヶ所再処理工場では外部電源が喪失し非常用電源が稼働しました。又四月七日の余震でも外部電源喪失し非常電源が稼働と言うように下北半島の原子力施設でも外部電源の喪失による冷却機能が起こり得るのです。会社では安全対策を作りましたがその対策で安全が守られるとしたのは原子力安全・保安院です。多くの学者は異論である。そこで①原子力施設の安全規制を行うべき組織がプルサーマルのための賛意表明を取りまとめを依頼したり、巨大津波の想定がなかったと国民に嘘をつく組織が行ったものを私たちは信じて良いのか。②今後原子力安全・保安院が解体され来年四月までに原子力安全庁が作られるのでそ

れまで各社が作った安全対策が妥当かどうかの判断を待つべきではないのか。安全規制する原子力安全・保安院が信用ならない組織だということで解体して原子力安全庁を作るというのが国の方針であり、今青森県に検証委員会があるが本県の各核燃関連会社の検証結果を報告願いたい。

答弁(町長)

国の原子力政策を

注視しながら安全対策を

強く要望する

能の向上を早急に図って行きたいと考えております。青森県原子力安全対策検証委員会の検証結果は、東北電力東通原子力発電所に係る緊急安全対策等については、炉心損傷や使用済燃料の損傷発生防止をするための必要な設備や機器及びそれを運用するために必要な手順書の整備や訓練の実施などの対策や、事故の発生防止、影響の緩和、機能の回復といった側面から必要な対策が短期、中期共に講じられるなど安全対策が効果的に機能していくものとなっております。

原子力施設の安全性を全面的に保障できるような安全対策を講じ、安全対策を第一義とし国の責任の下で着実に推進していくことを強く要望するものであり、事業者の講じた安全対策を検証し、エネルギー政策に取り組んで頂きたいと考えております。原子力安全・保安院は国において経済産業省から分離し、原子力安全委員会との統合による新たな原子力安全規制組織の設置を検討しており、原子力安全行政に対する信頼回復と機

日本原燃再処理施設は原子炉と違い、エネルギーが大量に発生する工程がなく、常温・常圧の環境下で科学処理が行われる施設であり、再処理のために貯蔵している使用済み燃料は使用後の年数がかなり経過資源視力発電所で保管されている燃料に比べ、発熱量がかなり低い状態にあるなどのことから安全対策を妥当と判断しています。今後は各事業者への追加対策に関する検証委員会の意見と県議会での議論や市町村長

からの意見聴取が予定されており
ます。

町では議会の原子力対策特別委員会と共に、国の原子力政策を注視しながら事業者の意見聴取や話し合いの中で安全対策について強く要望していきたくて考えております。

質問一

横浜町森林組合は
どうなっているのか

～現状とこれから

緑の山づくり、自然の豊かさ
と治山治水の役割とその責務。合併のアドバランを
高々と掲げてから何年になり
ますか。

森林組合の組合員から聞いても
知らない、分からない、どうな
っているのか、の答し
かない。合併等についてその
内容について正しい情報がない。
出資者の組合員、町も町
民の税金を二一〇万円程出資
している大口出資者であると思
われる。

森林組合の運営の責任は役員は
勿論であるが、仮に正常でない運
営であるならば法会、

規則等に抵触していないのか。

町は現状の運営についてどのように認
識をしているのか明らかにするべき
だと思えます。県と同様に行政指
導をする立場として、大口出資者
として、町税の正しい執行のこ
とからも町民に報告する義務があ
るのではないのでしょうか。

答弁(町長)

監督官庁の意向を

注視しながら内容報告したい

東北町森林組合との合併は平成十九
年四月十九日の合併協議会にお
いて両組合の合併が白紙とする決
定がなされ、平成十九年三月三十
一日付けで森林組合職員が退職し
事務所は閉鎖のままに至っており
ます。

今年五月横浜町森林組合、青森県
森林組合連合会、上北地域県民局、
青森県団体経営改善課、町担当課
との打ち合わせを行い今後の理事
会の決定内容で方向性を考えるこ
ととしその後事務所各種書類等の
確認、十月六日に第二回の理事
会を開催しその結果

は

①今年度を目標に他森林組合へ
合併申し込みする。

②七月七日事務所で行った最
終名簿を基本に理事・監事二
名で名簿を再確認する。

③組合方針を十二月中に組合員
へ文書で通知する等を決
定しその内容については、指導機
関である上北県民局へ随時報告
しているとのことであります。

これまで正常な組合運営がなされ
なかったため、関係機関の指導を
受けてきた訳ですが、今回理事
会において経過的な方向性が示
されたことから、今後の組合員
への周知や森林組合に対する監
督官庁である青森県の意向を注
視しながら、結果が分かり次第
町民の皆様にもその内容につ
いて報告できるものと考えてお
ります。

質問二

町社会福祉協議会補助金の
住民訴訟問題は

町社会福祉協議会に対しての
住民訴訟問題を新聞報道で

二～三回しか拝読していません
のでその内容について具体的に
承知しておりません。少
子高齢化時代、社会福祉協
議会は町民にも関心の高い組
織であることは言うまでも
ありません。

この件は相手もあることであり、
司法的な問題でもありますが、
町民も正しい情報に関心があ
ると思いますので内容等報告
をお願いしたいと思います。

答弁(町長)

町民の方々に心配とご迷惑
判決・確定しました

住民訴訟に先立ち、平成二
十年に「平成二十二年
度から平成二十五年
度までの介護保険事
業に従事した町社会
福祉協議会職員に
対して町からの社
会福祉協議会補助
金を人件費として
支出するのは不適
正として、介護保
険事業に従事した
時間按分して補助
金返還を求めよ」と
の内容の住民監査請
求がなされました。

同年十二月二十五日には町
の監査結果として「補助金」

は社会福祉法人が行う事業の
補助金に関する条例及び施行
規則に基づき、適正な手続き
で支出されており、本件措置
請求は理由がないと判断し、
棄却する。」というものであ
りました。

この監査結果を不服として、
平成二十一年一月二十六
日に青森地方裁判所に住民訴
訟がなされ、二年後の平成二
十一年三月二十五日に却下す
るという判決が出されました。

この結果を受け、平成二十
三年四月に仙台高等裁判所に
控訴、同年九月に「控訴の棄
却」の判決、十月十四日確定
しております。

複雑化、多様化する地域福
祉ニーズに対して、社会福祉
協議会と連携を密にしながら
福祉行政の充実化を図って行
きたいと考えております。
今回の住民訴訟では町民の
皆様には大変な心配・ご迷惑
をおかけしました。



委員会の活動

【総務教育 常任委員会】

十二月七日開催

☆教育 課 ☆

☆公民館・図書館・ ふれあいセンター ☆

- ◎担当課より報告
○「横浜小学校改築等検討委員会」設置要項に基づき二回実施している。年内第二回目十二月十二日予定

- ◎意見
○検討委員会の中の意見集約後の方向性を示していければ良いのではないか。

- ◎質問
ふれあいセンター費で光熱費を管理しているが、社会福祉協議会とは業務内容違うので分離するべきでないか。

- 風呂（よこはま温泉）の管

理をして頂く為に社会福祉協議会が入った。現在の施設でハード面から分離するのはなかなか困難。町と社会福祉協議会との賃貸契約も確認したい。

- ◎質問
図書の新書の予算確保していたはずだが進捗状況はどうか。

- 十二月入札になる。年度内に全部取り揃えたいと要望を聞いている。



☆税務町民課 ☆

◎担当課より報告

- 滞納整理組合、滞納整理課の徴収体制変更の報告

- （青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び青森県市町村総合事務組合規約変更によるもの）

☆総務 課 ☆

◎担当課より報告

ふるさと納税のPR、ひとつづくり、ふるさと寄附金条例の趣旨

- ◎質問
社会福祉協議会の住民訴訟裁判費用等は

- 平成二十一年一月二十六日 青森地裁へ住民訴訟
平成二十三年三月二十五日 付け第一審結審
平成二十三年四月七日付け 仙台高裁へ控訴
平成二十三年九月二十八日 判決

- 第一審と同じく控訴人（町側）勝訴
弁護士費用は、平成二十年～二十一年着手金として八万七千四百五〇円
平成二十二年一七五万五千四百〇〇円
平成二十三年度は三二万円
第二審に伴う分。合計で約二九五万円となる。

- ◎質問
裁判費用の負担についてはどうなるのか。
○弁護士に確認する。

【産業民生 常任委員会】

☆産業建設課 ☆

◎担当課より報告

- 平成二十年度から二十三年 度実施のホタテ貝殻を利用したナマコ漁礁、造成事業の結果報告。

- 「日本一の菜の花の都保護基金条例」、併せて（日本一の菜の花の都保護対策協議会設置要項）を廃止する条例の協議～三月議会上程の予定。

- ◎質問
一月末完成の旭町町営住宅入居はどうなるのか。

- 現在林ノ脇住宅に入居している方が優先。
住宅料は激変緩和措置され、六年目から新たに算定されるがその年の所得等により異なる。

- ◎質問
町単独事業の「高品質なたね産地確立対策事業補助金」が二十三年で終了す

る。この事業の継続は。○二十三年で終了予定ですが予算査定の中で十分協議したい。

要望事項

- ◎町営住宅入居者で特定の人々の苦情があるようだ。迷惑行為に対して町営住宅入居条例等にふれていないのか。指導・対処するべきではないか。

- ◎源氏ヶ浦漁港の西防波堤沖合係船環設置と東側荷揚げ場付近側溝の蓋の取替をお願いしたい。

- ◎上水管が年数経ち腐食のため漏水事故が発生した。調査等検討する必要があるのではないか。

- ◎アマ藻種の植え付け等横浜小学校で取組んだ経緯がある。県補助事業等利用して取組みできないものか。

- ◎ナタネ島以南地区でナマコ投石事業等を要望したい。
- ◎菜の花フェスティバル開催期

間中業の花ロード沿道に仮設トイレの設置はできないか。

○(よこはまロマン創社) 菜の花プラザに対して町は行政指導、併せて連携を密にして行くべきではないか。

☆健康福祉課☆

○担当課より報告

○よこはま温泉の工事進捗状況は、3・11大震災に関する復旧、復興工事により資材や鉄筋工員などの確保が難しく一月末までの変更契約を締結してある。濾過装置設置工事と併せての工期となっている。

○第五期介護保険事業計画の策定は、介護保険料の基準額設定にあたり過去三ヶ年の実績、今後の伸び率等勘案し算定し、二十四年三月議会に提案予定。

○質問

サウナ取り付け評判良い。サウナ室テレビの設置はサウナ室男女共テレビ設置予定です。

【原子力対策特別委員会】

委員長 秋田 力
十一月十四日開催
(東通原子力建設所との意見交換会)



○一回目は、六月二十八日六ヶ所村(日本原燃) 東通村(東北電力)の視察を実施し施設の全体像や今後の対応について説明を受けた。第二回目の特別委員会として開催

○三月十一日発生に伴う福島第一原子力発電所の事故や賠償金を含めた挨拶の後概要説明がありました。

○質疑・意見

国と事業者は過酷事故は起さないと言っていた。過酷事故の備えに東電の考え方に事故前後で変化あったか確認したい。

○回答

過酷事故の手順書はあったが十分にこなれた手順書でなかったことに反省している。今回のようにプラントが放射能汚染されたものではない。汚染された炉に対してトータルでマネージメントしていくのかの技術はないが一つひとつの要素技術は研究してきた。これからも技術開発を同時にやっていく必要がある。

○質問・意見

再生エネルギーに対する取り組みについて教えて欲しい。再生エネルギーの取り組みを強めていくのか、県内でそのような考えあるのか。

○回答

電力会社はベストミックスを謳ってきた。原子力、火力、水力、等電力の多様性を進めてきた。再生エネルギーは少ないが進めてきた。当社の裏側の山には、ユーラスエナジーという風力会社がある。当社と豊田通商との合弁会社である。現地には十基の風力発電があり総発電量は一万三千キロワット、東通で建設計

面の原子力発電所は一基百三十八万キロワット、十基で百分の一度程度の規模。風力は年間二十%程度の稼働率があれば良いといわれている。今後も国の方針を踏まえ取り組んで行く。

○質問・意見

岩手県葛巻の地熱利用を見学し将来あるべき姿と感動した。原子力ではこれだけ被害が出ている。再生エネルギーに転換していくべきではないか。

○回答

地熱は蒸気の関係で配管、タービン等錆び、交換が頻繁となりコストがかかる。コストだけでなく安全保障やセキュリティも考えた上で今後議論され国の方針が決まると思う。

○質問・意見

東通村と横浜町の方の賠償はどうなるのか。また避難道路に関しての考方は。

○回答

賠償は被害についてするこ

とであり地域による色分けはない。

避難道路に関しては下北の自治体の長さん方が検討されていることと思う。

○質問・意見

東北電力東通発電所は活断層の上にあるといわれているが。

○回答

活断層については国のバックチェックにかけられ評価される。

○質問・意見

リンゴの輸出ができなかったことに対する補償は。

○回答

中間指針に記載がないからと言って賠償しない訳ではない。因果関係が認められれば賠償する。

○意見

地域には雇用も重要。電力会社には再生エネルギーで地域経済、雇用で頑張ってもらいたい。原発オンリーでなくそこから脱脚して欲しい。

第四回臨時町議会

十一月十四日に開催し議案三件を審議、全会一致にて原案のとおり可決しました。

◎工事請負契約の一部変更

原案可決

・平成二十三年三月八日付けで本契約した源氏ヶ浦地域水産物供給基盤整備工事について、工事契約の一部を変更する契約を締結

●変更理由

突堤の残土処理を増工すると共に、泊地の残土処理を計上。

泊地から西海岸への消波ブロックの撤去移設個数の精査、港内静穏度を高める為に移設場所を西防波堤に変更して精査後の消波ブロックを仮置きするもの。

◎工事請負契約の締結について

原案可決

・平成二十三年十一月一日入札の結果、落札者が決定したので十一月二日付けで仮契約した源氏ヶ浦漁港水産物供給

基盤整備工事について契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により提案するもの

契約金額 五億五四四〇万円
工事概要

西防波堤（胸壁工・暴風柵）
西護岸（暴風柵） 棧橋撤去
工期 平成二十四年三月二十五日
契約の相手方
株式会社工藤組
むつ横浜営業所
所長 番場宗幸

◎平成二十三年年度一般会計補正予算

原案可決

規定の予算総額に変更はない

三六億六〇六〇万円

・歳出の主な補正内容
・教育費・ふれあいセンター費の工事費として、よこはま温泉増築工事に伴う付帯工事として四〇〇万円計上（風呂濾過装置）

・総務費の減債基金積立金、EV急速充電器購入費の減額、東北新幹線開業効果活用支援事業負担金の増額



横浜町初EV公用車（交通指導車）

文中の用語解説

EVとは

(Electric Vehicle)
電気自動車
電気モーターを動力源として動く自動車のこと。地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を走行中に排出しないことから環境に優しい自動車とされる。

横浜町初EV公用車

交通指導車
約三十分で充電できるEV急速充電器は道の駅菜の花プラザに設置（横浜町）
一回の充電で車種によりですが約一八〇km～二〇〇km走ります。

第五回臨時町議会

十一月二十八日に開催し議案一件を審議、全会一致にて原案のとおり可決しました。

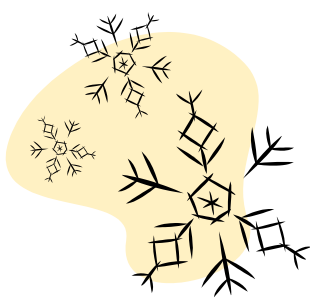
◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

原案可決

職員給与を引き下げました

・平成二十三年十一月一日付け青森県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額を平均〇・二九%引き下げするため改正するもの。

実施時期は平成二十三年十二月一日から実施し十二月期末手当において所要の調整をすることとする。



みなさんの声をお聞かせください

町民の皆さんに親しまれる紙面づくりを目指し、ご意見、ご要望（傍聴された方のご意見も合わせて）お待ちしております。

広報編集委員会
TEL78-2111 内線430・431

議会を傍聴しませんか

12月議会傍聴者は12名でした。町の動きを知るよい機会です。多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。みなさんの傍聴をお待ちしています。次の定例会は3月です。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

TEL78-2111 内線430・431